

岡山市介護機器貸与モデル事業委託(単価契約) 企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

平成29年8月23日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

本公示は、当市の総合特区事業である岡山市介護機器貸与モデル事業に係る業務を委託するに当たり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するものである。

2 委託業務の概要

- (1) 委託名 岡山市介護機器貸与モデル事業委託(単価契約)
- (2) 業務内容 別添仕様書(案)参照のこと
- (3) 委託期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの期間(3ヵ年)
- (4) 概算予定総金額
提案事業1件につき15,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)以内
(1提案者が複数の企画提案を行う場合は、提案事業1件毎に15,000千円以内とする。)
- (5) 支払条件 3ヵ月毎の実績確定分の支払い
- (6) 契約保証 契約保証金(予定総金額(※)の100分の10以上の額)

(※) 企画提案様式第5号:提案価格書中の(5)の額を指す。

本契約に係る契約保証金の種類は、①契約保証金の納付、②有価証券の提供、③銀行等の金融機関の保証、④履行保証保険による保証のいずれかとする。

3 参加資格

次に掲げる全ての要件を満たしていることを条件とする。

- (1) 法人格を有すること。
 - (2) 提案する機器・用具(以下「新用具」という。)の製造業者等(※)又は製造業者等が指定する他の者。ただし、他の者を指定する場合は、製造業者等以外の1者とする。
なお、当市が提案の新用具に重複があると認めた場合は、調整させていただく場合がある。
- (※) 製造業者等とは、製造物責任法(平成6年法律第85号)第2条第3項第1号に掲げる者をいう。

- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び岡山市契約規則(平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。)第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (4) 参加申請書の提出日から契約までの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について(昭和61年市告示第120号)に基づき、岡山市一般競争(指名競争)入札参加資格有資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登載されている者又は有資格者名簿に登載のない者であって、有資格者名簿に登載のある者と同等の資格を有していると認められる者。
- 有資格者名簿に登載のない者が当企画競争へ参加する場合は、企画提案書の提出とあわせて「別表1」に掲げる書類(以下「参加資格関係書類」という。)を提出し、有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けること。
- 指定様式は、次のホームページからダウンロードすること。
- 岡山市トップページ事業者情報－入札・契約－入札参加資格審査申請－新規申請[入札参加資格審査申請]－要項・申請書(役務)
- ホームページアドレス
- <http://www.city.okayama.jp/contents/000283200.pdf>
- (5) 企画競争参加申請書の提出日から契約日までの間、当市の指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書等の交付	公示日～平成29年11月30日(木)
仕様書等に関する質問受付期限	平成29年10月27日(金)(必着)
仕様書等に関する質問に対する回答	平成29年11月13日(月)までに回答
企画提案書の提出期限	平成29年12月1日(金)(必着)
資格要件の確認結果通知	平成29年12月7日(木)頃
一次審査の結果通知	平成30年1月10日(水)頃
展示会の開催	平成30年1月31日(水)頃
ヒアリング実施(二次審査)	平成30年2月1日(木)頃
審査結果の通知	ヒアリングから概ね10日以内

5 仕様書等の交付方法

- (1) 窓口交付

- 公示日～平成29年11月30日(木)
- 午前8時30分～午後5時15分(土曜日、日曜日、祝日を除く。)
- 配布場所:岡山市保健福祉局 医療政策推進課 医療福祉戦略室(岡山市役所保健福祉会館8階)
- 郵送での交付は行わない。

(2) 電子交付

- 公示日～平成29年11月30日(木)午後5時15分まで
- 岡山市トップページ事業者情報－入札・契約－その他の入札情報－企画競争・その他、からダウンロードすること。
ホームページアドレス http://www.city.okayama.jp/category/category_00001456.html

6 仕様書等に関する質問の受付及び回答

仕様書等に関する質問は次のとおり受け付ける。ただし、審査に支障をきたす質問、事業の実施に必要ないと判断される質問については受け付けない。

- (1) 提出書類 企画提案様式第8号:質問書
- (2) 提出期限 平成29年10月27日(金)午後5時まで(必着)
- (3) 提出先 岡山市保健福祉局 医療政策推進課 医療福祉戦略室
- (4) 提出方法

電子メールにより提出すること。また、電子メールを送信後、送信した旨の電話連絡を提出期限内の午前8時30分～午後5時15分(土曜日、日曜日、祝日を除く。)において行うこと。「14 提出先及び問い合わせ先」参照。

(5) 質問の回答

- 平成29年11月13日(月)までに次のホームページへ掲載する。
- 岡山市トップページ事業者情報－入札・契約－その他の入札情報－企画競争・その他
ホームページアドレス http://www.city.okayama.jp/category/category_00001456.html

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書

提案する新用具毎に、次の書類を提出すること。

※ 1提案者が、複数の新用具毎に提案することは可とするが、同一の新用具で複数の提案することは不可とする。

- 様式第1号:企画競争参加申請書
- 様式第2号:提案者の概要
- 様式第3号:業務責任者等届

- 様式第4号:下請業者の概要
- 様式第5号:提案価格書及び内訳書
- 様式第6号:提案機器の概要
- 様式第7号:企画提案説明書
- 様式第8号:質問書
- 参考資料(新用具のカタログ、パンフレット、実証データ等)
 - ☞任意提出。該当箇所のカラーコピーによる提出可。

② 参加資格関係書類

本公示の「3 参加資格」中の参加資格関係書類について、提出が必要な者のみ1部提出すること。

(2) 提出方法

- 郵送による提出のみとする。
- 封筒の表に「岡山市介護機器貸与モデル事業委託の企画競争に係る提出書類在中」と朱書きの上、一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出すること。
- 提出期限を過ぎて届いた場合は、受付できないので注意すること。
- 郵便事故があった場合の責任について当市は負わないので注意すること。

(3) 提出先

岡山市保健福祉局 医療政策推進課 医療福祉戦略室
「14 提出先及び問い合わせ先」参照

(4) 提出期限

平成29年12月1日(金)(必着)

※ 質問に対する回答を確認した後に郵送すること。

8 企画提案書の留意事項

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 本文で使用する文字のフォントは図面や表を除き10.5ポイント以上とする。
- (3) 専門用語や略語を使用する場合には、初出の箇所に一般用語を用いて定義を記述すること。また、必要に応じて注釈を付記すること。
- (4) 様式第5号について
 - 提案単価については、「レンタル価格」と「その他調査費単価」を合算した単価を記載すること。
 - 「レンタル価格」とは、新用具が介護保険給付の対象品となったと想定した際の単価を指す。
- (5) 「その他調査費単価」とは、仕様書(案)(4)業務運営の基本的事項(ア)～(ク)に係る費用を想定数量で割り戻して記載すること。
- (6) 様式第7号について

- ・ 別添審査基準や仕様書等を踏まえ提案すること。
 - ・ 用紙サイズはA4版縦とし、5枚程度(片面印刷、カラー可)とする。
 - ・ 提案内容が、審査基準の各事項とわかるように該当する提案内容の箇所に各事項名を記載すること。
- (7) 参考資料について
- ・ カラー印刷、A4版任意様式。
 - ・ 表紙、目次をつけること。
 - ・ 説明ページは、5ページ以内とする。(表紙及び目次はページ数に含めない。)
 - ・ 様式第8号の補足のデータ等を記載するのであれば、様式第8号のいずれの項目を説明するものであるか分かるようにすること。
 - ・ 表紙には、「参考資料(商品名)」を記載すること。
- (8) 提出部数・・・紙媒体2部(正本1部、副本1部)。
- ・ 正本とは、企画提案書に社名、代表者印のあるもの。
 - ・ 代表者印は、当市に届け出たものを使用すること。
 - ・ 副本とは、企画提案書に社名、代表者印のないもの。
 - ・ 副本は、提案内容においても社名を使用しないこと。また、参考資料を提出する場合、副本用は、社名を使用しないこと。参考資料のカタログ、パンフレット等は、社名を消してコピーするなどにより提出すること。
- (9) 提出書類は、20枚以内、全てA4版(片面印刷)とし、綴じないこと。順番は様式第1号から第7号及び参考資料の順とすること。
- (10) その他
- ・ 提出書類の提案が法令に違反する記述や、その他明らかな不備がなく、適正であること。
 - ・ 提出書類の提出期限後の訂正や再提出は認めない。

9 特定方法等

提案内容について次の通り審査し、優れた提案を行なった複数者を最適な提案者として特定する。

(1) 審査体制

審査は、「岡山市介護機器貸与モデル事業企画競争審査委員会」(以下、「委員会」という。)による資格要件の確認、一次審査及び二次審査で構成される(審査基準(別添)を参照)。

(2) 審査方法

①資格要件の確認

審査基準(別添)に沿って行う。

資格要件の確認結果については、提案者全員にメールにて通知する。

②一次審査

一次審査は、審査基準(別添)に沿って行う。

一次審査の結果通知については、提案者全員に書面で通知する。

③二次審査

二次審査は、提案者へのヒアリングを実施の上、審査基準(別添)に沿って行う。

なお、参考に外部有識者への意見聴取を行うものとする。

➤ ヒアリングの実施

一次審査通過者へのヒアリングを実施する。

ヒアリングには業務責任者は必ず出席の上、出席者は全体で3人以内、発表時間は1提案につき5分以内、発表に対する質疑に15分以内を予定している。

具体的な開始日時、場所等の詳細は、一次審査通過と合わせて連絡する。

実施日 平成30年2月1日(木)頃

場所 岡山市役所保健福祉会館又は周辺施設

(3) 失格

契約の締結までに提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・ 「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ・ 提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ・ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ・ 提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ・ 提案者がヒアリングに出席しない場合
- ・ 提案単価に予定数量を乗じた額へ消費税及び地方消費税を加えた額が概算予定総金額を超過している場合
- ・ その他委員会で、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

(4) 審査結果の通知

最適な提案者に対しては、企画提案書を特定したことを書面で通知する。

特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったことを書面で通知する。

10 契約手続等

- (1) 最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じない。
- (2) 最適な提案者と協議し提案内容を踏まえた仕様書を調整の上、当市議会において本業務に係る予算が議決を得られた場合に限り、地方自治法第234条(昭和22年法律第67号)に定める随意契約の方法により、速やかに契約を締結するものとする。
- (3) 新用具の貸与の対象者の要件については、仕様書の調整等において決定する。
- (4) 最適な提案者と協議が整わない場合又は最適な提案者が契約締結するまでの間に「9 特定方法等(3) 失格」に該当した場合、次順位の提案者と協議できるものとする。

(5) 事業スケジュール(予定)

- 平成30年 2月中旬 最適な提案者の特定
平成30年 3月上旬 受付開始準備
平成30年 4月 契約締結・貸与開始
平成33年 3月 業務完了における最終成果品の提出

11 提案内容の担保

契約の締結にあたり、最適な提案者が企画提案書において提案した内容については、当市の判断で、仕様書の一部とすることができる。

12 その他留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は、事業受託者の選定以外には使用しない。
- (3) 原則、特定しなかった提案の提出書類は、当市において処分する。ただし、希望する提案者へは返却することとする。
- (4) 提出書類に虚偽の記載を行った場合、当該提案を無効とするとともに、提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (5) 企画提案書は、岡山市情報公開条例(平成12年市条例第33号)の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としない。
- (6) 提案単価に予定数量を乗じた額へ消費税及び地方消費税を加えた額が、本企画競争の概算予定総金額を超えていないこと。
- (7) その他、契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによる。

13 新用具の展示会の実施

提案者は、当市主催の展示会に参加し新用具の紹介等を行うこと。

なお、展示会は、介護関係事業者等への新用具の周知等を目的に開催するものであり、当日予定しているアンケートの結果等については、審査の加点とはしない。詳細については、一次審査の結果通知後に出展対象となる提案者へ別途案内する。

開催予定日:平成30年1月31日(水)

14 提出先及び問い合わせ先

岡山市保健福祉局 医療政策推進課 医療福祉戦略室
担当者 橋本 日下
〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号

電話: (086)803-1638

FAX: (086)803-1776

電子メール: iryou-s@city.okayama.lg.jp

別表 1

有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けるための書類

提出書類	対 象	摘 要
暴力団排除に関する誓約書(兼同意書) (指定様式)	全業者	
使用印鑑届 (指定様式)	全業者	
納税証明書 (国税)	全業者	<ul style="list-style-type: none"> ・申請月から3ヵ月以内に取得したもの ・様式「その3の3」 ・所轄の税務署で取得してください。
納税証明書 (岡山県税)	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山市内に本社、本店等主たる営業所を有する者 ・岡山市内に岡山市との取引に係る権限が委任されている支店、営業所等を有する者 ・岡山県内に本社又は岡山市との取引に係る権限が委任されている支店、営業所等を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請月から3ヵ月以内に取得したもの ・岡山県の様式「納税証明書交付申請書」で、証明書の使用目的を「1指名願添付・入札参加資格審査申請」申請税目を「1県徴収金等の滞納がないこと」で証明を受けたもの ・所轄の県民局で取得してください。
滞納無証明書 (岡山市税)	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山市内に本社、本店等主たる営業所を有する者 ・岡山市内に岡山市との取引に係る権限が委任されている支店、営業所等を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請月から3ヵ月以内に取得したもの ・指定様式「滞納無証明書交付申請書」で証明を受けたもの ・各区市税事務所、地域センター等で取得してください。
滞納無証明書 (代表者の岡山市税)	本社の代表者が岡山市に住民登録をしている場合	<ul style="list-style-type: none"> ・申請月から3ヵ月以内に取得したもの ・指定様式「滞納無証明書交付申請書」で証明を受けたもの ・各区市税事務所、地域センター等で取得してください。
社会保険料納入確認書 (指定様式)	岡山市内に本社、本店等主たる営業所を有する者	<ul style="list-style-type: none"> ・指定様式「社会保険料納入証明申請書」で確認を受けたもの ・所轄の年金事務所で取得してください。
登記事項証明書	全業者	<ul style="list-style-type: none"> ・申請月から3ヵ月以内に取得したもの ・法務局で「履歴事項全部証明書」を取得してください。
財務諸表	全業者	<ul style="list-style-type: none"> ・直前の決算期のもの ・「貸借対照表」及び「損益決算書」

※指定様式は、岡山市ホームページ(事業者情報>入札・契約>入札参加資格審査申請>新規申請[入札参加資格審査申請]>要項・申請書(役務))からダウンロードしてください。

審査基準

① 資格要件の確認

1	基本事項	提出期日内に当市へ届いていること。
		参加資格を満たしていること。
		必要な書類を全て提出していること。
		予定総金額(※)が当市の指定する概算予算額を下回っていること。 (※)企画提案様式第5号:提案価格書中の(5)の額を指す。
2	新用具の概要	新用具が、現行の介護保険制度における貸与が可能な13種目の福祉用具ではないこと。
		新用具が、国が示す「介護保険制度における福祉用具の範囲」の7つの要件を全て満たしていること。

② 一次審査

区分	審査項目	審査内容	配点
1	新用具の概要	新用具が本事業の目的、内容に沿っているか。 ターゲットとなる利用者の状態像を想定し、また、日常生活の主要な場面での利用が想定されているか。	50
2	実施体制	新用具の安定的な供給体制、手数料の徴収事務体制及び利用効果調査体制等がしっかりと構築されているか。 受付・貸出しの窓口業務が円滑に行える体制であるか。 (窓口を岡山市に設置することが想定されている 等) 周知活動が具体的であるか。	50
3	新用具の性能	安全性に関するデータの検証、予想リスクに関する検証及びその対処策等が適切に行われているか。 貸与を前提とした衛生面の配慮がされているか。 在宅での操作性の高さが示されているか 有効性に関するデータ及びその検証等が適切に行われているか。	50
4	期待される波及効果	新用具の利用によって、他の介護保険制度の在宅サービス利用の見直しを図ることが可能となる等、給付の適正化効果が見込まれるものであるか。 新用具の利用によって、在宅生活にどのような影響をもたらすのか(どのような新たな在宅ケアモデルを提供できるのか) 当市域内での製造等、当市域経済へのプラス効果が見込まれるものであるか。	50
5	利用実績、効果測定等に関する報告	報告書における報告項目及び利用効果(IADL、ADL、介護負担尺度等)の測定方法等の内容が適切かつ具体的に示されているか。 どのような利用者に、どのような効果があり、在宅生活がどのように変化するのか、仮説が立てられているか 調査項目、測定方法等の検討または実施にあたり大学、研究機関等への相談または実施協力を得るなどの提案となっているか。	50
6	価格	提案されたレンタル単価、その他調査等単価(※1)について、評価基準に示した算定式の通り計算する。 (※1)様式第5号提案価格書中(1)提案単価欄の価格を指す。	50
	計		300

③ 二次審査

(1) 一次審査の結果上位、10者程度について審査する。

(2) 審査方法

- ① 一次審査の審査項目のうち、「1新用具の概要」～「5利用実績、利用効果等に関する報告」についてヒアリングの上、審査する。
- ② 各項目の配点は、一次審査の3倍とする。
- ③ 各委員の審査結果の合計の平均点を一次審査に加点し、順位を決定する。

評価基準

1 評価区分

評価	内容	評価係数
A	当市の期待を著しく上回る提案である。	1.0
B	当市の期待を上回る提案である。	0.7
C	当市の期待するレベルの提案である。	0.5
D	当市の期待を下回る提案である。	0.3
E	当市の期待を著しく下回る提案である。	0.0
Z	失格（要件を満たしていない場合は失格とする。）	—

2 算定式

- ・ 上記1の「評価区分」に基づき、各審査項目の配点に応じて次の算定式により算出する。ただし、「価格」審査の配点は、除く。

$$\text{得点} = \text{配点} \times \text{評価係数（掛け放し）}$$

- ・ 「価格」審査の配点については、次の算定式により算出する。

$$\begin{aligned} &\text{・ レンタル単価} \\ &= 25 \text{点} \times (1 - \text{提案した「レンタル単価」} / \text{「レンタル単価」の最高額}) \\ &\text{・ その他調査等単価} \\ &= 25 \text{点} \times (1 - \text{提案した「その他調査等単価」} / \text{「その他調査等単価」の最高額}) \end{aligned}$$

(※)「レンタル単価」、「その他調査等単価」は、様式第5号提案価格書中の数値を指す。